

2014

西いぶり広域連合議会会議録

第2回定例会

平成26年9月2日開会

平成26年9月2日閉会

西いぶり広域連合議会

平成26年第2回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

(会期1日間)

月日	曜	会議区分	会議時間	会議内容
9. 2	火	本会議	14:00~15:25	開会、会期の決定、議案説明、質疑・ 一般質問、議案の議決、閉会

平成26年第2回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期 平成26年9月2日(火) (1日)

番 号	件 名	提 出 年 月 日	付託委員会	議 決 結 果
			付託年月日	議決年月日
議案第 1 号	平成26年度西いぶり広域連合一般会計 補正予算(第2号)	26. 9. 2		原 案 可 決
				26. 9. 2
議案第 2 号	訴えの提起の件	26. 9. 2		原 案 可 決
				26. 9. 2
議案第 3 号	西いぶり広域連合議会会議規則中一部改 正の件	26. 9. 2		原 案 可 決
				26. 9. 2
認定第 1 号	平成25年度西いぶり広域連合一般会計 歳入歳出決算	26. 9. 2		認 定
				26. 9. 2
その他会議に 付した事件	会期の決定			決 定
				26. 9. 2

目 次

第1号（平成26年9月2日）

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	1
諸般の報告	2
二田議会議務局長	2
日程第1 会議録署名議員の指名（山田 新一議員、米田 登美子議員）	2
日程第2 会期の決定（9月2日 1日）	2
日程第3 議案第1号、議案第2号、認定第1号（議案説明） 質疑・一般質問	2
寺島事務管理者	2
小久保 重孝議員	4
山本事務局長	4
小久保 重孝議員	5
山本事務局長	6
小久保 重孝議員	7
山本事務局長	11
寺島事務管理者	12
早坂 博議員	12
山本事務局長	13
早坂 博議員	15
山本事務局長	16
日程第4 議案第3号	17
閉会宣告	18

平成26年9月2日(火曜日)

第 1 号

平成26年 第2回定例会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

平成26年9月2日(火曜日)

午後 2時00分 開会

午後 3時25分 閉会

議事日程	12番	小久保 重 孝
日程第1 会議録署名議員の指名	13番	滝 谷 昇
日程第2 会期の決定		
日程第3 議案第1号、議案第2号、認定第1号(質疑・一般質問)		
日程第4 議案第3号		

説明員

広域連合長	青山 剛
副広域連合長	小笠原 春一
副広域連合長	菊谷 秀吉
副広域連合長	村井 洋一
副広域連合長	佐藤 秀敏
事務管理者	寺島 孝征
代表監査委員	土倉 崇
事務局長	山本 一弘
総務課長	高橋 淳
総務課主幹	窪田 善則
総務課主幹	加納 正敏
総務課主幹	坂口 淳
共同電算室主幹	佐久間 樹

会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 日程第1
- 3 日程第2
- 4 日程第3
- 5 委員会付託省略
- 6 日程第4
- 7 提案理由の説明省略

出席議員(15名)

議長	15番	佐藤 潤
副議長	14番	寺島 徹
	1番	七戸 輝彦
	2番	小松 晃
	3番	長内 伸一
	4番	森 太郎
	5番	山田 秀人
	6番	木村 辰二
	7番	山中 正尚
	8番	砂田 尚子
	9番	早坂 博
	10番	山田 新一
	11番	米田 登美子

事務局出席職員

事務局長	二田 精
議事課長	瀧浪 孝行
議事課主幹	岩田 亨
議事係長	岩間 光城
書記	後藤 優一

午後 2時00分 開会

議長(佐藤 潤) ただいまから、平成26年第2回西いぶり広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

二田事務局長

議会事務局長(二田 精) 御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案にかかわるもの3件、議長付議にかかわるもの1件の合計4件でございます。

次に、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、広域連合長並びに監査委員からお手元に配付のとおり報告がございました。

次に、議案説明のため、広域連合長ほか関係役職員の出席を求めています。

以上でございます。

諸 般 の 報 告

- 1 地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、広域連合長から報告のあった事件
平成25年度繰越明許費繰越の報告について

(1) 一般会計

- 2 地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件
例月現金出納検査結果報告について(一般会計2~6月分)

上記のとおり報告します。

平成26年9月2日

西いぶり広域連合議会

議長 佐藤 潤

議長(佐藤 潤) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、山田 新一議員並びに米田 登美子議員を指名いたします。

議長(佐藤 潤) 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(佐藤 潤) 異議なしと認めますので、会期は1日と決定いたしました。

議長(佐藤 潤) 次は、日程第3 議案第1号平成26年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)外2件を一括議題といたします。

議案第1号 平成26年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)

議案第2号 訴えの提起の件

認定第1号 平成25年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算

議長(佐藤 潤) 提出者の説明を求めます。

寺島事務管理者

事務管理者(寺島 孝征) ただいま議題となりました各案件につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第1号平成26年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

このたびの補正は、議案第2号で御説明申し上げます、特例委託費に係る損害賠償請求の訴えを提起することに伴う所要経費について措置するものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ355万8,000円を追加し、予算総額を28億1,612万2,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、2ページ下段の歳出をごらんいただきたいと思います。

第4款ごみ処理費において、ごみ処理施設訴訟経費として訴訟提起手数料、弁護士出張旅費などの弁護士委託料等について355万8,000円を追加してございます。

次に、中段の歳入でございます。第1款分担金及び負担金は、歳出で御説明申し上げました措置に伴う廃棄物処理にかかわる構成市町からの負担金を追加してございます。

次に、議案第2号訴えの提起の件についてでございます。

本件は、西胆振地域廃棄物広域処理施設の運営会社である西胆振環境株式会社の運転保守管理経費について、平成25年度に生じた不足額に対し西いぶり広域連合が支出した特例委託費は、建設工事請負事業者の性能保証責任不履行による西いぶり広域連合の損害であり、その損害の賠償を建設工事請負事業者に求めるため訴えを提起するものでございます。

訴えの概要でございますが、初めに、今回の訴訟の争点としようとしております西胆振環境株式会社の平成25年度運転保守管理経費の不足額についてでございますが、この要因は設計時に計画されていた保守管理の工程や予定していた部材仕様では施設の正常運転ができず、計画外停止などの事態に及ぶため著しく高額な修繕や高価な部材への仕様変更、高い頻度での部材交換を行いつつ運転していることを原因とする保守管理費の超過によるものであり、またこの補守管理費の超過の実態につきましては、建設工事請負契約の性能保証規定にいうところの欠陥改修に伴い発生している追加コストで、建設工事請負事業者が性能保証責任に基づき負担すべき費用と判断しているものでございます。

そのため、建設工事請負事業者が性能保証責任を履行していれば広域連合が特例委託費を支出する必要はなかったものであり、そのうち少なくとも燃焼、溶融設備及び熱分解設備に係る保守管理費の超過額、並びに灯油代の超過額について、建設工事請負事業者に損害賠償請求をしようとするものでございます。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上

げます。

続きまして、認定第1号平成25年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

平成25年度の予算は、廃棄物中間処理施設の運転保守管理業務委託と効率的な行政運営を目指した共同電算事業を柱に、内部経費の節減に努める中で関係市町からの負担金により編成をいたしたところでございます。

予算の執行状況につきましては、廃棄物中間処理施設運営会社への特例委託費の支出などもありましたが、計画いたしました事業につきまして予算計上の目的に沿い執行いたしましたところでございます。

この結果、18ページの実質収支に関する調書をごらんいただきたいと存じますが、歳入総額26億7,127万円に対し、歳出総額は26億6,956万7,000円となり、実質収支額は170万3,000円となっております。

この主な内容を歳入から御説明させていただきます。2ページにお戻りいただきたいと存じます。

予算現額と収入済額との比較で、第1款分担金及び負担金では、情報処理費、ごみ処理費などで不用額が生じたことで9,848万8,000円の減、第2款使用料及び手数料では、事業系ごみ量の増加により701万5,000円の増、第3款財産収入では、アルミ缶など資源回収物の売り払い単価アップなどにより1,455万8,000円の増、第5款諸収入では、容器包装リサイクル協会からの拠出金があったことなどにより1,031万5,000円の増となっております。

次に、4ページの歳出でございますが、主に不用額の面から御説明申し上げます。

第1款議会費では、常任委員会開催数の減など、第3款情報処理費では、共同電算システム購入に係る契約差金など、第4款ごみ処理費で

は、中間処理施設運営会社の経常損失額が見込みを下回ったことによる特例委託費の減など、第6款公債費では、利率見直しに伴うごみ処理公債費及び土木公債費利子の減など、第7款職員費では、派遣職員の新陳代謝による給与費の減などによるものでございます。

以上が、平成25年度一般会計決算の概要でございます。

なお、19ページから22ページまでは財産に関する調書、23ページからは平成25年度一般会計決算に係る主要な施策の成果等報告書を添付してございまして、予算執行の概要、主要施策の成果概要のほか、主な事務事業に関する決算額及び財源内訳、施設の利用状況等を掲載してございますので御参照いただきたいと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御認定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長(佐藤 潤) 質疑並びに一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

小久保 重孝議員

12番(小久保 重孝)(登壇) 私は、第2回定例会に当たり、さきの通告に従って質問をさせていただきます。

今回は3項目になります。

1項目は、ごみ処理施設の今後についてであります。

当初計画していた性能が十分に果たされない廃棄物処理施設を今後いつまで使い続けるかは大きな課題です。

これまで、この議会でさまざまな議論がなされてまいりました。長寿命化か新設か、そんな議論の先で今回新たな争点による裁判ということが今回の議案にも上がりましたが、改めて私たちはこの裁判を待って次のことを考えていくのか、また並行して事を進めていくのかとい

うことを考えさせられるわけでございます。

私としては、平成33年7月に契約が終了するごみ処理施設の今後について検討を加速させる必要があるというふうに考えておりますので、これまでの取り組みについてお伺いをいたします。

2点目は、リサイクル事業におけるペットボトルの取り扱いについてであります。

リサイクル事業におけるペットボトルは、住民の環境意識の定着によって安定した回収と処理が続いています。回収されたペットボトルがその後どのような流れをたどるのか、これまでの売り払い状況と、売り払われた後のリサイクル化、ペットボトルはどのようにリサイクルされ利用されているのかお伺いをいたします。

3点目は、西いぶり広域連合のホームページについてであります。

西いぶり広域連合の情報発信のかなめであるホームページをより見やすいものにするということになっておりましたが、現在どのように考えているのかその進捗状況についてお伺いをいたします

以上3点、どうぞよろしくお伺いいたします。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

山本事務局長

事務局長(山本 一弘) 小久保議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

初めに、大きな項目1番、ごみ処理施設の今後についての長寿命化の検討状況についてお答えさせていただきます。

メルトタワーは稼働以来12年目を迎えることや、また施設の運転保守管理を委託している西胆振環境株式会社との契約では、その契約期間終了2年前の平成31年度までにメルトタワーにおける広域処理事業の継続か否かについて、同社に通知することとなっていることから、施設の長寿命化の可能性などについて検討が必要

であると考えているところでございます。

この検討に当たりましては、国では廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を推進するストックマネジメントの導入を推進していることから、広域連合におきましても、ことしの7月に関係市町の廃棄物担当課長職会議を開催いたしまして、最初の取り組みとして、長寿命化に関する勉強会を開催し、施設の長寿命化に対する情報の共有化を図ったところでございます。

次に、大きな項目2番、リサイクル事業におけるペットボトルの取り扱いについてでございますが、初めに売り払いなどの状況についてですが、国から再商品化業務を行う法人として指定されている財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す、いわゆる指定法人ルートと指名競争入札により売り払う独自ルートの2つがございます。リサイクルプラザが稼働開始した平成15年度から16年度までは全て指定法人ルートでしたが、平成17年度以降は関係市町の負担軽減のため指定法人ルートのほか、より収入の見込める独自ルートも取り入れているところでございます。

次に、引き渡しあるいは売り払いされた後の利用状況についてでございますが、指定法人ルートでは国内の再商品化事業者において製品化されており、独自ルートでは落札業者により異なりますが自社のカーペット製品の材料として利用されているものや、商社にプラスチック原料として売却され輸出されているものもございます。

次に、大きな項目3番、西いぶり広域連合のホームページについてでございます。

ホームページのリニューアルについてでございますが、自治体も含め組織、団体がホームページを公開する場合、ホームページ作成知識のない職員も公開できるように文章や画像などを

管理するシステム、CMS コンテンツマネジメントシステム、これを活用しホームページの統合的、体系的な管理と公開を行っており、情報発信を継続的に行うためには必要なシステムと考えているところでございます。

ホームページのリニューアルに向けましては、これまでCMS導入の可能性について検討を進めており、徳島県などが開発し無償公開されているCMSを活用することで、経費をかけずにリニューアルすることが可能と見込まれたところでございます。

今後につきましては、システムの最終評価を行いながら新たな西いぶり広域連合ホームページのデザインなど、コンテンツ部分の作業も進め、来年度の早い段階を目標にリニューアルしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長(佐藤 潤) 小久保 重孝議員

12番(小久保 重孝) それでは、引き続き自席から再質問させていただきます。

まず廃棄物処理の今後についてであります。先ほど答弁の中で7月に施設の長寿命化に関する関係担当者、関係自治体の勉強会を開催したということであります。この中身について、もう少しよろしければお話をいただきたいと思っておりますが、御存じのとおり私たち議会も7月に全議員が対象の総務常任委員会で山梨県に行つてまいりました。

山梨県の峡北広域行政事務組合は、私たちのごみ処理施設と同じ事業者がつくったプラントということで、どのような運営がなされているのかということをお聞きしてきたわけでありませう。実際にお話を2時間余り聞く中でお互いに共通する部分というのがかなりあるということがはっきりいたしました。そういう中で山梨県の峡北広域行政事務組合のほうは、長寿命化というのはいわゆる大規模修繕ということの中で稼働をとめて進めていかなければならないとい

うことで、これはなかなか困難なことではないか、そんなお話の中で訴訟も検討したようでありませけれども、結論的には新設ということをしてできるだけ早く進めるといようなことになったようでございます。

それでもその稼働は、平成34年ということでございますから、まだまだこの先ランニングコストがかかるその施設を維持管理していかなければならないということの困難さは担当した職員の方の表情をうかがってもよくわかったわけでありませ。それで私は、私だけではないと思うのですが、今回の視察をした総務常任委員会の議員の皆さんは、皆一様にこのことを重く受けとめておられるというふうに思っておりますし、もちろん新設というのは非常にお金がかかることですから、また場所をどうするのかなど大変さまざまな問題点があることは承知しているつもりであります。

しかし、その不利益というものがこれからもずっと続く可能性があるとしたら、それはどう考えるべきなのかということをやっぱり早い段階から検討を重ねていかなければならないのではないかと、そのように思っておりますし、その点について改めて認識をお伺いしたいというふうに思っております。

それから、2点目のリサイクル事業におけるペットボトルの取り扱いであります。

平成17年以降は、関係市町の負担軽減のため独自ルートも取り入れたとの答弁がありました。平成25年度の指定法人と独自ルートの収入状況、今回決算でも示されておりますが、改めて収入状況についてお伺いをいたします。

また、国内での資源リサイクル、これは容器リサイクル法が何を指していたのか、この問題にもかかわることでありませけれども、資源リサイクルということを考えてときに全量を指定法人ルートで処理するというのも一つの考え方だと思っております。そういう中で今の指定

法人ルート、そして独自ルートとのバランス、そこにどんな根拠をもって決定しているのかというところが問題でございます。その点についてお伺いをいたします。

3点目のホームページについては、今ほど御答弁がありました。既に検討はなされている、また徳島の事例なども今教えていただきました。とかく自治体のホームページというのは非常に高上がりといひませか、非常に費用がかかるところでございますが、私の提案はできるだけコストがかからないものをつくるべきではないかということでございます。コストはかからないでさらに簡単に運営ができるということが大事ではないかなと、そのように思っておりますので、その点でどのように考えているのかということでございます。

その中で、今大変難しいというお話がございましたが、関係市町村、伊達市もそうですし室蘭市もそうですが、既にCMSで動いていると思うのですが、現在あるCMSを活用しながら、デザインのことはあるにせよコストをかけないという点では既存のシステムの中にその切り分けをさせていただくと、切り分けができないのかということがやっぱりポイントかというふうに私は思っておりますし、その点はアカウントをふやすとか管理者を枝分けするとかということで可能なのではないのか、そんなふうに思っております。

そういった点が事務方として、どう捉えていらっしゃるのかということ再度お伺いしたいというふうに思っております。

まず、再質問以上3点よろしくお伺いいたします。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めませ。

山本事務局長

事務局長(山本 一弘) 小久保議員の再質問に順次お答えいたします。

初めに、メルタワーのこし7月に担当者

会議を開催した中身についてでございますが、国のほうでは、長寿命化に対しまして新設よりも長寿命化を図るということで推奨しているところございまして、その中で国のほうで長寿命化に関する手引というのを発行しております。それをもとに情報の共有化を図ったというのが一つございまして、もう一つ、現在ごみ処理施設につきましましては、登別市さんが別なクリンクルという施設を運営しているところございまして、登別さんでは長寿命化の計画を策定して、それなりの補修をしているということがございますので、先進事例ということでその担当者をお呼びいたしまして説明を受けたところでございます。

それから長寿命化、新設の検討ということでございますが、広域連合といたしましても施設の長寿命化を検討する際には、施設を新設した場合とのライフサイクルコストの比較が必要と考えているところでございます。この比較に当たりましては、長寿命化を行った場合に要する費用や既存施設の活用可能期間、また新設の場合における整備や維持に関する費用など、専門的な知識が必要と思われることから、今後視察に伺いました山梨県狭北広域行政事務組合などの先行事例を参考としつつ、外部の知見を活用する方法などにつきましても検討をしてみたいと考えているところでございます。

次に、ペットボトルの平成25年度の指定法人ルートと独自ルートの収入につきましましては、指定法人ルートでは約200トンの引き渡しを行い、有償入札拠出金等として442万4,000円、独自ルートといたしましては約217トンの売り払いを行い、1,204万7,000円の収入となっているところでございます。

次に、ペットボトルの処理の考え、その後の動向でございますが、容器包装リサイクル法の基本方針では、市町村に対し指定法人への円滑な引き渡しが必要であるとされておりますが、

一方では独自ルートにつきましても環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認し、その状況について住民への情報提供に努めるよう定められているところでございます。

広域連合といたしましては、構成市町の負担をできるだけ軽減することも求められている一方、循環型社会を構築するという容器包装リサイクル法の趣旨を尊重しなければならないこと、また独自ルートの場合必ず販売先が確保できる保証もなく、将来的なリスクを回避するために、現在におきましては指定法人ルートと独自ルートにおおむね同じ量を処理しているところでございます。

今後につきましては、指定法人ルートと独自ルートの処理割合などにつきましまして、構成市町の意見を伺いながら、十分に検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ホームページリニューアルに各市町既存の仕組みは活用できないかというような御質問だと思いますが、各市町の既存のCMSは市町独自での使用を前提に構築されており、西いぶり広域連合ホームページを相乗りさせるためには、複数のホームページの管理機能を追加するため改修するか、機能的に存在する場合はライセンスを購入し使用することとなります。

また、サーバー容量も市町独自で使用することを前提に設定されていることから、強化する必要もあると考えられ、各市町の既存CMSの活用はコスト的に難しいものと考えているところでございます。

以上です。

議長(佐藤 潤) 小久保 重孝議員

12番(小久保 重孝) これで3回目ですので再々質問ということで、これ以上質問ができないのはちょっと残念であります。何とかこの3回目で申し上げたいことを述べていきたいと思っております。

それと、ホームページについては今お答えがございました。既存の市町のホームページを使うのは難しいということでございます。できるだけコストをかけないということが一つのテーマでございますから、それをもってよりよい提案を考えていただけたらというふうに思っております。またあわせて、今も機器の更新ということで先日も電算センター、実は見させていただきましたが皆さん大変お忙しいようでございました。担当の職員の方もそれにずっとつきっきりの状態であるということの中で、情報発信も守備範囲の一つなんだけれどもなかなかそこまで手が回らないという状況も確認したところでございます。

それで、情報発信というのは器も大事でありますけれども、その先でどう発信していくかということは、日常的にやっぱり職員みんな、かかっている方が意識していなければできないことだというふうに思っております。ですから、今担当の方が例えば1人いてその人に任せておけばいいというものではございませんから、そういう体制も新しくなる中では、ぜひお考えを改めていただけないかなとそのように思っております。そういう中で、できるだけ市民に必要な情報を適宜、タイムリーにお伝えすることができるのではないかとこのように思っておりますから、ぜひともそういった点の改善を単純にデザインや見やすさということだけではなくて、その運営の仕方も含めてぜひ御検討願いたい、そのように思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それから、順番変えて恐縮ですがペットボトルの項に移りまして、ペットボトルについては今御答弁がございました。全量で25年度は417トンということでございます。200トンが指定法人ルート、そして442万円、さらには独自ルートでは217トン、1,204万円ということでございます。

それで今回の質問をするに当たって、今の市場というものはどうなっているのかとか、容器リサイクル協会はどう考えているのかとか、そういったところも確認をさせていただきました。

例えば容器リサイクル協会については、御存じかと思いますが現状では年間の処理能力が40万トンあるのにもかかわらず、20万トン程度しか集まっていないという現状がございます。供給が足りないということでございます。供給の足りないのは、例えば容器リサイクル法が施行された後、自治体がペットボトルを出してもそれに対する見返りは全くなく推移したことや、現状でも今申し上げたようにトン当たりの収入、収入というかこれは後で拠出金という形で戻ってくるようでありまして、市場の価格に比較するとかなり低いものになっているということでございます。

市場の価格に合わせてできるだけ少しでも高く、今は協会のほうも頑張っているようでありますけれども、なかなか独自ルートと比較しても見合いが取れないということございまして、そういったところを考えたときに、私たち自治体というのはどうこうした状況を考えるべきなのかということが、今回の一つのテーマであります。

今お答えがあったように、関係する私たちの自治体はそれぞれ負担金という中で持ち出しが多くなっている、さらには訴訟を抱えてこれからもっともっと多くなる、そうであるとすればできるだけ負担を少なくしていくというのは大きなテーマだとは思いますが、ただ一方で、私たち市民がみんなで集めたペットボトルがどのような形で世の中に貢献しているのかという点は、当初容器リサイクル法ができて推移していた最初の何年間と現在とは、それこそ随分状況が変わったのではないのかなと、そんなふうに思っているところであります。

例えばネットなどでこうした問題を検索した

り、また有識者の本などを読んでペットボトルは実態としてどういう形で今世界をめぐっているのかということに対して非常に異論がたくさん出ております。

実は環境問題と言いながらも、環境問題からも大きく離れているのではないかというお話もございます。要するにペットボトルが市場価格に左右されているということは、まさにマネーゲームの中の経済行為を私たち自治体はみんなでそれをある面で下支えをしていると言っても過言ではないのではないかという捉え方であります。そういう中で、私たち西いぶり広域連合はどういう判断をすべきなのかということが一つ大きなポイントになるのではないかなと思っております。

一つは、もしかしたら独自ルート全量、それこそ今回1,200万円ということでございますから全量であれば2,400万円の収入になる、1,600万円ではなくて2,400万円になるのであれば、独自ルートで全量取引をしてもらうというのは一つの選択肢であります。

しかし、私の考えとしては今申し上げたような容器リサイクル協会の取り組みというものを支持するべきではないかなというふうに思っております。現状で40万トンの処理能力が20万トン程度におさまっているということを考えれば、地方自治体としてはもう少しこれに対してその割合をふやしながら、この政策目的に沿っていくということが大事なのではないかなというふうに思っているところであります。

なぜそう感じるかといいますと、今回計算をする中では、例えば私たちのペットボトルというのがどういうお金、根拠になるのかということの一つに、例えば私たちは今ごみ処理施設の性能が至らないがゆえに今700キロリットル～800キロリットルの灯油を投入しています。この費用については、事務方に確認したところではリッター83円という平均値で算出すると

年間約6,800万円、そして単純に熱量のコストというものをペットボトルのベールと比較をしたときには、416トンのペットボトルのベールはその灯油の熱量の約35%を賄えるということになっていて、さらに灯油の市場価格に合わせて計算をすると2,400万円になるということです。先ほど申し上げた独自ルートで販売をした場合の平成25年度の仮定としての実績とほぼ同等ということであります。要するにペットボトルを集めて市場でさばく、できるだけ高く売りながらも結果的には灯油の量にはかなわなくて、でも灯油の中の3分の1には該当するというところであります。

要するにそういったその数字だけ、これは机上の数字ですから、実際にペットボトルのベールを灯油代わりに工程の中に投入することは、技術的には難しいとお聞きしたところでありますけれども、しかしそうしたいいわゆる根拠というもの、コスト意識というものを持っていないとペットボトルの取り扱いについても、一定の答えというものが出せないのではないかなというふう感じたところであります。これは連会長また各副連合長の考え方もさまざまあるかと思えますから、なかなか一律にどうなのかということも聞いても答えが出ないかもしれません。

しかし、平成24年にペットボトルが市況として市場にあふれて非常に暴落をしたという経緯もございます。そういうことを鑑みれば、容リ協が推進する、低廉だけれども、しかしその中で政策目的は一致しているという指定法人ルートに少しでも量を割くべきではないかというふうな考え方を私は持っております。そうではないと本当にさっき申し上げたように、私たちは市民こぞって自治体も収集経費も出しながら、まさにマネーゲームの下支えをしているということにもほかならないわけであります。

容リ協も、もちろん高値で取引をしていると

というようなこともございますが、ただ容り協はできるだけ国内の企業を育成するというような目的の中で、今組み立てをさらに進めているようでありまして、ぜひともそうした取り組みもその職員の方にも研修に行っていた中でぜひ見直しを図ってはどうかというふうに思っております。

そうした点がはっきりすれば、市民また町民への理解もきちんと根拠立てて説明をできるのではないかと、そのように思っておりますので、改めてこの点についてお伺いをしたいと思います。

そして、廃棄物処理施設の関係であります。7月の担当者による勉強会の中で、登別の施設のことが出ていたことは、峡北の広域事務組合にお話を伺ったときにも、山本局長のほうからも確か説明がありました。一緒に局長に行っていたことでさらに峡北の職員の方と私たち議員、さらには西いぶり広域連合の職員の間での連携というものもかいま見たところであります。

長寿命化か新設かという点は、今申し上げたようにできるだけ早く、31年というリミットがありますけれどもそれに向けてできるだけ早く答えを持って、そして持った中で裁判も一緒に戦っていくということの中で進めていくことが得策なのではないかなということをお私思っております。

さらに申し上げますと、今回は最初質問の中に改めて、覚書無効に関する裁判というものをどう総括するのかということを入れるかどうか迷ったところがございます。というのは、今回新しい争点による裁判ということで踏み出すわけですが、しかし昨年も申し上げたとおり、私たち広域の構成自治体としてはやはり何より信頼関係が大事でありまして、その信頼関係の中では総括というものをどう考えるかというのは、やっぱり大事な点ではないかなということをお私思っております。

同僚議員からも何度もこの点については、言及や質疑があったりいたしましたけれども、どうしても裁判を戦っているさなかで覚書を交わした時点ではこれだけ費用がかかることはわからなかったとするその考え方とあわせて、その当時副市長には説明をした、だから各自治体の同意も得られたのだという流れ、事実というものを当時私もその場にいたわけではないので何とも言えませんが、しかし、この後本当に裁判の結果によってはこのときの進め方というものの責任はどうとすべきなのかということにもなるのではないかと、このように思ったわけでありまして。

その意味で今の連合長、今の副連合長の皆さんがそれぞれどう考えているのか、将来責任というものが発生した場合、当時の事務局長が悪かったとするのか、行政側には全く落ち度はないんだとするのか、そういったところも改めて私たちも考えておかなければならないのではないかなというふうに思ったわけでありまして。

峡北の何度も申し上げますが、その施設を見に行ってもそのときに福岡県の八女市の事例なども話が出ました。八女市もそうですし豊橋市もそうですし、また古賀市もそうですし、いわゆる三井造船がかかっている焼却炉については、私たちの炉は2003年からの竣工でございますけれども、2000年あたりから施設が稼働して、同じ施設を持っているところはたくさんあったわけですね。2008年2009年当時は、今争点になっているので余りこのことについて言及しにくいんですが、わかっていなかったのか、だまし討ちじゃないかということの考え方とともに、行政側である担当者はその当時の関連するような自治体がどういう状況にあるのかということもわかっていなかったのかな、調べていなかったのかなということもすごく感じるところであります。

今でもネットを見ても2006年、2008

年、2009年あたりの情報はたくさんございます。キルン式ガス化溶融炉というのはもう大変だと、いくらでもお金がかかってこれはどう考えても続かない、そんな話も散見されるわけでありますから、当時担当者であればそのことはよく承知をしていたはずでありますし、そのことを例えばうちの町については最初の契約があるからしっかりと西胆振環境のことを見守りながら、お金を出し続けるというふうなことを全くその根拠もなく信じたのかなということをすごく私はちょっと驚くわけであります。

今そういうことを蒸し返してどうなのかということではありますが、参考人の招致というのは私は求めませんが、しかし改めて私たちが反省をしなければならないのはこうした状況になってから、どうしてああいう対応になったのかということ今さらながらこうして追求しなければならないようなことが今後も起こり得るとしたら、それは非常に残念なことだというふうに思いますし、市民の不利益にもなるというふうに思っておりますから、改めてこうした点について行政内でも事務方の中でも確認をぜひしていただきたいと思っておりますし、当時の連合長はもういないわけでありまして、連合長、副連合長の中でこういった点での情報共有というものもしていただいて、今後に当たってこういったミスがないような形をしっかりと私たちにも示していただきたいと思っております。

もちろんそれが本当に寝耳に水、だまされたということの中で今裁判が起きているわけですから、簡単にそうですねとは言えないと思うのですけれども、しかし私たちはこういったことの教訓を次にどう生かしていくのかということをしかりと総括をしなければならないと思っておりますし、そのことをもって今回新しい裁判も市民に説明ができると私はそう思っておりますから、今回の新しい裁判について異議を唱えるものでありませんが、しかし今後において何で

2年戦ってこれだけの経費をかけて結果が出なくて、さらにまた新しい裁判を起こすんだということに対するそのお答えをするときにも、ぜひともその今後に向けての反省を踏まえたあり方をぜひお話をしたいと思っておりますから、そういった点でこのことについて改めてお考えをお聞きして、私からの質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

山本事務局長

事務局長(山本 一弘) 小久保議員の再々質問に対しましてお答え申し上げたいと思いません。

1点目のホームページにつきましては、ホームページの作成に当たって作業の人手なりの体制を検討してもらいたいと、それから今後発信についても常にそういう体制を検討していただきたいということで御要望として承りたいなと思っております。

次に、ペットボトルの件でございます。議員おっしゃったとおり容器包装リサイクル法に基づきまして、容リ協というのが設立されまして国内におけるリサイクルに努めているということでございます。

現在平成25年度の環境省から出されている資料に基づきますと、指定法人ルートが全体の約58.4%程度ということでございます。議員のほうからも40万トン処理能力があるんだけれども20万トンにとどまっているというお話でございます。それと市町村独自に処理を行っているというのが全体で30%とされてございます。それから広域連合もそうでございますが、その併用というところでございますが、11.5%というような資料が出されているところでございます。

今後につきまして、指定法人ルートと独自ルートの割合についてでございます。今半々とい

うお話をさせていただきましたけれども、今後指定法人ルートの方の割合を少しでも高くしてそういう主旨に基づいたリサイクルというお話でございました。それで西いぶり広域連合といたしましても先ほど申し上げましたが、各町の負担を少しでも軽減していきたいというのが一つあります。

このリサイクルに関しまして、再資源化の収集ということがございます。各町の負担といたしまして、現在ペットボトルを収集するための費用だとか、それから集まってきたペットボトルの売り払い等を行うために中身の洗浄だとか不純物がないような形で、リサイクルプラザで運営をしているところでございまして、それは現在指定管理者の委託ということになってございます。

市町村はそれらの費用について、現実的には負担をしていただいているということで、国等の補助金等は一切なく市町村の負担ということになっているところでございます。消費税のアップだとか、それから電気料の再値上げだとか、今後につきましても各町の負担がますます大きくなるものと予測されているところでございます。議員のお考えも踏まえながら、今後それらについて各担当者と協議してまいりたいと思っております。

議長(佐藤 潤) 寺島事務管理者

事務管理者(寺島 孝征) 覚書と訴訟の関係での御質問でございました。これまでの裁判の経過についてのところでございますけれども、これまで議会の中でも御議論をさせていただきました。この覚書無効の件につきましては、まずは第一審は切り口の一つの考え方、損害賠償をまだ損害が発生していないということの前提の中で、この負担が正しいかどうかを第三者のほうで判断してもらうということが今回の裁判の目的でございました。

第一審については門前払い、第二審について

もそのような状況も考えられるということで、今回新たな損害が発生したということで新たな提起をするということでございまして、私どもとしては、あくまでも今回の西胆振環境の29億の支出が正しいかどうかを第三者のほうに改めてそれを判断してもらうということになることだというふうに思っております。その過程の中で、覚書についてのことも可能性もございますので、現時点においては今後ともその第三者のほうにこの負担が正しいのかどうか、あるいはそれが正当なのかどうかということを判断してもらうということで進めさせていただきたいと思っておりますし、またさまざまな件につきましても今後とも市町の協議会やあるいは事務担当者とともに連携を深めながら、よりよい広域連合の運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(佐藤 潤) 次に進みます。

通告がありますので、発言を許します。

早坂 博議員

9番(早坂 博)(登壇) 平成26年第2回西いぶり広域連合議会定例会に当たりまして、今議会に付議されました議案及び広域連合の運営に関し、通告に従って順次質問させていただきます。

今月の月例経済報告によりますと、我が国の経済は緩やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつあると伝えておりますが、我が地域におきましては4月の消費税率アップに加え7月末に北電が経済産業省に昨年に続き再値上げを申請し、申請どおり許可となれば一般家庭で昨年の値上げ前の水準から25%近く負担がふえるものとの試算もあり、企業の活動や住民生活にとって大きな影響があるものと懸念しているところであります。我々はこの試練に対し、おのこの市や町、またこの広域連合におきましても、

なお一層の知恵と工夫により住民福祉を増進させていかなければならないものと考えているところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに大きな項目の1点目として、訴えの提起の件について2点お伺いいたします。

まず覚書無効確認訴訟の一審判決から、新たな訴えを提起するに至った経緯についてお伺いいたします。また、覚書無効確認訴訟の控訴審は9月16日に判決と伺っておりますが、判決言い渡しの前に新たな訴訟を提起する理由もお聞かせください。

次に、大きな項目の2点目、平成25年度西いぶり広域連合一般会計決算についてお伺いいたします。

このたびの決算の歳出における不用額は総額で約5,989万円となっており、特に第3款情報処理費と第4款ごみ処理費では1,000万円以上の不用額が出ております。この主な不用額の内訳についてお伺いいたします。

次に、大きな項目3点目の共同電算事業についてお伺いいたします。

共同電算システムを平成20年1月の稼働から7年目を迎えた中で、今年度共同電算システム用機器及び財務会計システムの更新を進めております。本年2月の第1回定例会では、評価委員会による優先交渉権者選定がなされ契約審査会での承認後契約交渉を行うとの答弁をいただいたところであります。また、4月23日開催の第1回臨時会ではこれらの更新に関する財産取得の議決もされていることから2点お伺いいたします。

1点目は、共同電算システム用機器更新及び財務会計システム更新の本契約以降現時点における進捗状況及び今後の予定についてお伺いいたします。

次に、2点目は、共同電算システム用機器の更新が始まった現在、共同電算システムにお

ける災害対策がどのように強化、改善されるかについてお伺いいたします。

次に、大きな項目4点目、指定管理者施設運営についてお伺いいたします。

平成25年度は、伊達市のプールの閉鎖に伴う影響もあり、げんき館ペトトルの利用者数が前年度に比べふえたとのことでしたが、平成25年度の伊達市民の利用数は前年度と比べてどのような状況であったのか伺います。

次に、大きな項目5点目、広域連携調査研究項目の消防本部の広域化についてお伺いいたします。

先日、総務常任委員会において、神奈川県横須賀市消防本部を視察してまいりました。横須賀消防本部では、近隣の市町と消防の広域化について検討を始めましたが、職員の給与や消防体制の違いなど課題の解決が困難であったため、消防の広域化ではなく通信指令業務の共同運用を三浦市と行うこととしたとのことでありました。

そこで、通信指令業務の共同運用について消防の広域化と何が違うのか基本的なことですがお伺いいたします。

以上でございます。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

山本事務局長

事務局長(山本 一弘) 早坂議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、大きな項目1点目、訴えの件についてのうち1点目の現訴訟の一審判決後新たな訴訟を提起するに至った経緯についてでございますが、覚書無効確認訴訟の一審は広域連合が求めていました被告らに性能保証責任が存在していることについて、仮に判断をしても争いの解決にはならないとして判断を回避し、平成25年度以降のメルタワーの運転保守管理経費の不足見込み額約29億円に係る負担責任の所在について判断を示さないまま、ことし3月24日に訴えが却下されたところでございます。

広域連合といたしましては、判断を回避した判決そのものに不服であること、また被告側と訴訟上のつながりを維持することで、訴訟上の和解を含めた争い解決の可能性を切れ目なく維持するため、さらには控訴期間が判決書の到達から2週間以内との期限が設けられていることから、あらゆる方策を検討する上で控訴は必要と判断し、議会での御議論も踏まえさせていただきながら4月4日札幌高等裁判所に控訴いたしました。

しかしながら、控訴審が7月1日の第1回口頭弁論をもって結審したことから、原審の判断が覆る可能性は薄いものと考えておきまして、また現在の訴訟の中では和解による解決の道も見出せないことから、平成25年度の特例委託費の支出により損害賠償請求を切り口とした新たな訴えを提起することで、改めてメルタワーの運転保守管理経費の不足額に係る負担責任の所在について第三者機関でございます裁判所に判断を求め、訴訟を通じた争いの解決を図ろうとするものでございます。

次に、2点目の控訴審の判決前に新たな訴訟を提起する理由についてでございますが、広域連合といたしましては、現在の控訴審で原審の判断が覆る可能性が薄いと考える中、あらゆる訴訟上の解決策の可能性を模索するためには被告側と訴訟上のつながりが切れないようにすることが必要であり、さらには仮に原審の判断が覆らなかった場合、裁判所は争いの本質について何ら判断をしなかったということにすぎませんが、それにもかかわらず、いたずらに表面的な勝ち負けの印象だけが強くなることは好ましくないため、代理人弁護士と相談の上、控訴審判決前の提訴がよいと判断したところでございます。

次に、大きな項目2番、平成25年度決算についての主な不用額の内訳についてでございます。

初めに、情報処理費の不用額約1,007万円の内訳でございますが、需用費では連帳プリンター用消耗品や電気の使用量の縮減に努めましたことから約356万円、備品購入費では戸籍副本データ管理システムの契約差金などで約645万円となっております。

次に、ごみ処理費不用額約4,294万の内訳でございますが、中間処理施設運営費の需用費で電気使用量の縮減に努めたことで約219万円、西胆振環境株式会社への暫定経営支援として収支不足を補うために支出いたしました特例委託費について、当初予算計上時の見込みに比べまして鉄などの売却収入が多かったことや、保守管理費の支出が少なかったことなどで収支不足が減少したことによりまして4,330万円の不用額が生じてございます。

次に、大きな項目3番、共同電算の機器更新についてのうち、1点目の共同電算システム用機器更新及び財務会計システム更新の進捗状況及び今後の予定についてでございます。

初めに、共同電算システム用機器更新の進捗状況でございますが、5月7日に本契約を締結しており8月30、31日の切りかえテストも完了し、更新作業を順調に進めているところでございます。

今後の予定といたしましては、10月11日～13日の3連休で新ネットワークへの切りかえを実施し、年末年始での全面切りかえに向け、サーバー機器の構築並びに業務システムの移行作業を行ってまいります。

機器更新全体といたしましては順調に推移しており、予定どおり平成27年1月に業務システムの稼働を迎えられるものと考えておりますが、切りかえに伴う障害等で各市町職員はもとより、住民の皆様にご迷惑がかからないよう今後とも万全を期して作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、財務会計システムの更新の進捗状況で

ございますが、機器更新と同じく5月7日に本契約を締結しており、システム稼働に必要な設定等の事項を各市町所管課にヒアリングするとともに、財務会計システムの稼働に必要なデータの移行を進めているところでございます。今後の予定といたしましては、11月の予算編成システムの稼働、来年4月の予算執行、契約管理などシステムの全面稼働に向け作業を進めているところでございます。

次に、2点目の共同電算システムにおける災害対策の強化、改善についてでございますが、今回の機器更新では共同電算システムを安定的に提供するため、西いぶりデータセンターが災害や事故などで機能停止した場合に備え、住基や税、国保などの一部の業務システムではございますが、別施設でシステムを稼働させることのできる環境を構築しているところであります。また、災害時においてもホームページでの情報提供を継続させるため、インターネット上でサービスされているサーバー、いわゆるパブリッククラウドを活用することとしております。さらに、各市町から西いぶりデータセンターへの接続は、現在の光回線に加え携帯電話を使用し、セキュリティーを確保した中で通信回線の多重化を行うこととしてございます。

次に、大きな項目4番、指定管理者施設運営についての平成25年度の伊達市プール閉鎖に伴うげんき館ペトトルの伊達市民の利用者数についてでございますが、プールや体育館ごとのデータはとっておりませんので施設全体の利用者数で申し上げますと、稀府小学校や黄金小学校のプール授業で利用していただいたなど、前年度に比べまして年間2,388人の増となっております。

次に、大きな項目5番、広域連携調査研究項目についての消防の広域化と通信指令業務の共同運用の違いについてでございますが、消防の広域化は複数の市町村が広域連合方式や一部事

務組合方式で総務、警防、予防など消防事務を共同で処理することや、市町村が他の市町村に消防事務を委託することであり、一方、通信指令の共同運用につきましては、消防事務のうち通信指令の事務のみを事務委託方式や協議会方式などにより共同で処理することでありまして、職員の給与や消防体制の見直しといった本部間の調整が少ないことから、消防の広域化と比較すると短期間で実施できるものと言われているところでございます。

以上でございます。

議長(佐藤 潤) 早坂 博議員

9番(早坂 博) 再質問は自席からさせていただきます。

最初に訴えの提起の件について、この新たな訴訟の意義をどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、平成25年度決算についてでございますが、先ほどの御答弁では決算の歳出における不用額については電気の節電に努めたとのことですが、7月31日に家庭向けで17.03%、企業側向けで22.61%の電気料金値上げ申請がなされたとの報道がございました。昨年の9月に値上がりしたばかりで、さらに昨年以上の値上げということで、北海道経済に及ぼす悪影響を危惧しているところですが、メルタワーを初めとする広域連合の施設における影響とその対応についてお伺いいたします。

次に、財務会計システム更新の進捗状況の御答弁で、財務会計システムが来年4月に全面稼働とのことですが、ことし4月に総務省から今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書が出され、新たな地方公会計制度へのシステム対応が必要と考えますが、どのような対応をする予定なのかお伺いいたします。

次に、先ほどの指定管理者施設運営の御答弁では、平成25年度は伊達市プール閉鎖の影響で、平成24年度と比べてげんき館ペトトルの

伊達市民の利用者がふえたとのことでしたが、ことし2月の第1回定例会でもお聞きしておりますが、今年度は逆に新しく伊達市総合体育館温水プールが開設するため利用者数に影響があると考えているとの御答弁でしたが実際にどのような状況かお伺いいたします。また、利用者増につながる対策はとられているのかあわせてお伺いいたします。

最後に、通信指令業務の共同運用について先ほど消防の広域化と比較すると、短期間で実施できる効果があるとのことで、当地域においてはこの消防の広域化については、これまで長い期間検討されていますが、余り検討が進んでいるとは思えません。私は困難な道でも一步一步進んでいくことが目的地に到達するためには必要であり、できることから始めるということがこの広域化を進める上で大切であると思っております。

消防の広域化の検討に時間がかかるのであれば、当地域においてもできることから始めるという視点で、消防業務のうち、通信指令業務を共同で処理する通信指令業務の共同運用について検討を進めたほうがよいのではないかと思います。認識をお伺いいたします。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

山本事務局長

事務局長(山本 一弘) 早坂議員の再質問に順次お答え申し上げます。

初めに、新たな訴訟を提起する意義についてでございますが、少なくとも損害賠償請求においては訴えの利益が問題になることはなく、裁判所としては、広域連合が求めているメルタワーの運転保守管理経費の不足に係る負担責任が誰にあるかについて判断する必要があるため、争いの本質について何らかの訴訟上の解決が図られるものと考えているところでございます。

次に、電気料金再値上げによる影響とその対応についてでございますが、先月、広域連合の

各施設の委託業者を交え、北電から電気料金の再値上げについて説明を受けたところでございます。北電の試算では、メルタワーが発電施設のため値上げ率が9.5%と低く、その他データセンターやげんき館ペトルなどを加えた施設全体では平均15.8%の値上げとなっております。

電気料金につきましては、平成25年7月から平成26年6月までの1年間の実績額5,361万円に対しまして、これをベースとした再値上げ後は6,206万円となりまして、845万円の増となっております。この対応でございますが、これまでもエレベーターの使用制限や照明の間引きなど節電に努め、今後も引き続き節電に努めてまいります。今回の値上げはこういった努力では補い切れないような値上げとなっておりますことから、今後北電に対しまして、事あるごとに値上げ幅の縮小などについて申し入れをしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、今後の新たな地方公会計制度へのシステム対応についてでございますが、総務省から出された今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書では、平成28年度決算より新基準いわゆる統一モデルに沿って、貸借対照表など財務4帳票の整備が求められており、これらの財務書類の整備のためには、まず固定資産台帳の整備と財務会計システムを複式簿記化する必要がございますことから、今後各市町と十分協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。

次に、伊達市総合体育館温水プールの開設に伴う影響についてでございますが、伊達市プールが閉鎖される前の平成24年度と比較いたしますと、ことし4月～7月の4カ月間のプール利用者数は845人、約13.2%の減となっております。影響は少なからず出ております。

次に、利用者増の対策についてでございます

が、げんき館ペトトルにつきましては、今年度から室蘭市体育協会が指定管理者として運営しておりまして、これまでのノウハウを生かして、7月開催のこども水泳教室や10月から予定している水中ウォーキングなど、新たな自主事業に意欲的に取り組んでいるほか、プールや体育館などであることについて、より広く知っていただくために、新たに看板を国道沿いに設置し、PRに努めているところでございます。

広域連合といたしましては、現在、自主事業として土日の午前中の開館について指定管理者と協議しているところでございまして、今後ともできるだけ多くの地域住民の方にこの施設を利用していただき、福祉の向上につながるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、通信指令業務の共同運用の検討についてでございますが、これまで消防の広域化の検討において総務、警防、予防のほか通信指令業務についても共同で実施する検討を行っておりまして、今年度中に消防の広域化におけるメリット、デメリットの整理を行いたいと考えているところでございます。

今後につきましては、消防の広域化のメリットを確認し、消防の広域化に向けて、広域連合、一部事務組合といった広域化の手法や、給与、手当といった職員の処遇、そのほか広域化のスケジュールなどの検討を進めてまいりたいと考えており、議員の御指摘のとおり、それらの検討に時間を要する場合には、通信指令業務を先行して実施することについても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長(佐藤 潤) これをもちまして質疑並びに一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(佐藤 潤) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

これより採決を行います。

最初に、議案第1号平成26年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)及び議案第2号訴えの提起の件の2件を一括して採決いたします。

議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(佐藤 潤) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、認定第1号平成25年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

認定第1号は、認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(佐藤 潤) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

議長(佐藤 潤) 次は、日程第4 議案第3号西いぶり広域連合議会議規則中一部改正の件を議題といたします。

議案第3号 西いぶり広域連合議会議規則中一部改正の件

議長(佐藤 潤) お諮りいたします。

本件につきましては、提案理由の説明、質疑を省略することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(佐藤 潤) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(佐藤 潤) 異議なしと認めますので、
そのように決定いたしました。

議長(佐藤 潤) 以上で、今定例会に提案
されました案件の審議は全部終了いたしました。
これをもちまして、平成26年第2回西いぶ
り広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時25分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 佐 藤 潤

署名議員 山 田 新 一

署名議員 米 田 登美子